



い き い き

小 富 士 っ 子



R 6 学校便り No15

令和 6. 1 1. 2 6

四国中央市立
小富士小学校

土曜日の祝日

11月22日(金)に、妻が「明日は仕事が休み。」と言うので、土曜日が休みではない仕事に就いている妻のうれしそうな表情を見ながら、「めずらしく、土曜日に休みが取れたのだな。」くらいに思っていました。ところが、よく考えてみたら、11月23日(土)は、**勤労感謝の日**で祝日でした。元々、土曜日が休みの私は「勤労感謝の日が日曜日なら振替休日があるのに。」と、むしろ損をした気分だったので、土曜日が祝日で土日が連休になることを喜ぶ人がいることを想像できていませんでした。結局のところ、特別感のある休みにはならず、家でのんびりと過ごす平凡な土曜日になっていましたが、それはそれで、妻にとっては良い土曜日だったようです。しかし、そもそも日曜日と祝日が重なったときは振替休日があるのに、どうして土曜日と祝日が重なっても振替休日がないのでしょうか。簡単に言えば、本来は日曜日だけが休日で、土曜日は平日だからです。本当は、いつでも休日にするのができるのですが、実際は、土日を休日に設定しているところが多いので、一般的には土曜日も日曜日と同じと認識されているようです。かつて平成13年度までは、学校も土曜日は休日ではありませんでした。ただし、給食がなく、授業は午前中半日でした。中学校では、午後から部活動があったので、多くの生徒にとって土曜日は「お弁当の日」で、私たち教員は「会食の日」でもありました。だから、

勤労感謝の日

ありがとう

休日の土曜日よりも半ドン(午前中授業で午後が休みの日をそう呼んでいました。)の土曜日の方が、なんだかワクワク感がありました。やはり、働いていたからこそ、休みがうれしかったのだろーと思ひます。さて、**勤労感謝の日**は、国民の祝日に関する法律(祝日法、昭和23年法律第178号)第2条によれば、「**勤労**をたつとび、生産を祝い、国民がたがい

に**感謝**しあう」ことを趣旨としている日です。どうも難しい言葉ばかりで分かりにくいですが、要するに、「働くことや仕事そのものを大切な習慣として重んじ、国民同士が互いに感謝を示し合う日」で、つまり働いている人に「**ありがとう**」を伝える日ということです。しかし、考えてみれば、**勤労**は日本国民の三大義務の一つなのだから**感謝**されるべきものではないかもしれないけれど、1年に1日くらいは**感謝**する日があっても良いかもしれませんね。では、6年生に問題です。「国民の三大義務は**勤労**と残り二つは何ですか。」「そうです。**教育**と**納税**です。」小・中学校の12年間は義務教育とされています。「教育の義務」は大人の側にあります。小・中学生の保護者や先生には**教育を受けさせる義務**があり、小学生の皆さんには**教育を受ける権利**があります。その権利を使うかどうかは、あなた次第です。国は税制改正を実施しようとしています。平等に「納税の義務」が果たせる税制になっているのか、いささか不安を感じるのは私だけでしょうか。税制改正が税制改悪にならないように、納税者としてしっかり見届けたいですね。